

仙台市陸上競技場利用料金減免基準

(平成 20 年 9 月 12 日企画市民局長決裁)

(目 的)

第 1 条 この基準は、仙台市スポーツ施設条例第 15 条第 6 項の規定に基づき、仙台市陸上競技場の利用料金（以下「施設利用料金」という。）の減免に関し、必要な事項を定める。

(減免の基準)

第 2 条 指定管理者は、次の基準に従い、施設利用料金を減免するものとする。

(1) 施設利用料金の全額を減免する場合

ア 次に掲げる団体の総会及び役員会で専用使用する場合

- (ア) 仙台市スポーツ協会並びに仙台市スポーツ協会に加盟する各種目別競技団体、各区スポーツ協会、仙台市中学校体育連盟、仙台市スポーツ少年団及びスポーツ指導者協議会並びにこれらの団体の区規模程度以上の下部団体
- (イ) 仙台市障害者スポーツ協会及び仙台市障害者スポーツ協会に加盟する団体
- (ウ) 仙台市学区民体育振興会連合会及び各区学区民体育振興会
- (エ) 仙台市スポーツ推進委員協議会及び各区スポーツ推進委員会
- (オ) 仙台市レクリエーション協会並びに仙台市レクリエーション協会に加盟する各種目別団体及び各区レクリエーション協会
- (カ) 仙台市マイタウンスポーツ活動推進協議会及び各区マイタウンスポーツ協会
- (キ) スポーツ振興課長が必要と認める団体

イ ア（ア）から（キ）までに掲げる団体が主催し区規模以上で行われる仙台市内の小・中学生を対象とするスポーツ大会（当該スポーツ大会の運営上必要な会議（代表者会議等）を含む。）で専用使用する場合

ウ 仙台市が主催又は共催するスポーツ行事で専用使用する場合（当該スポーツ大会の運営上必要な会議（代表者会議等）を含む。）

エ 仙台市が主催する消防訓練等で専用使用する場合

オ 仙台市が後援を行う区規模以上の障害者スポーツ大会で専用使用する場合（当該スポーツ大会の運営上必要な会議（代表者会議等）を含む。）

カ 次の（ア）から（キ）までに掲げる者が個人使用する場合

- (ア) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳の保持者
- (イ) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号）の規定に基づき交付された療育手帳の保持者
- (ウ) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条に規定する戦傷病者手帳の保持者
- (エ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 2 条

に規定する被爆者健康手帳の保持者

(オ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の保持者

(カ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 43 条に規定する児童発達支援センターに在籍する児童及びその児童に付き添う満 18 歳以上の介護人（1 名までに限る。）

(キ) 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に規定する 1 級又は 2 級の障害を有する者もしくは療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の保持者に付き添う満 18 歳以上の介護人（1 名までに限る。）

(2) 施設利用料金の半額を減免する場合

ア 仙台市が後援を行う区規模以上のスポーツ大会のための専用使用の場合（当該スポーツ大会の運営上必要な会議（代表者会議等）を含む。）

イ 前号ア（ア）から（キ）までに掲げる団体が研修、講習会等で専用使用する場合（前号アに該当する場合及び運動を主目的とする場合を除く。）

ウ 前号カの（ア）から（キ）までに掲げる者の運動を目的とした専用使用の場合（前号オに該当する場合を除く）

エ 県内の小学校、中学校及び高等学校が児童又は生徒のために使用する場合（授業及び部活動等、日常的な学校教育活動を目的とした使用を除く）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の施設利用料金、冷暖房設備及び温水シャワー設備の利用料金については、減免しないものとする。

(1) 主催者が利益を得ることとなる使用をする場合

(2) 当該使用について仙台市から減免以外の経済的援助を受けている場合（前項第 1 号ア（ア）から（キ）までに掲げる団体を除く。）

(3) 観客から入場料を徴収する場合

3 前 2 項の規定にかかわらず、指定管理者が特別の理由があると認める場合には、市と協議の上、市長の承認を得て施設利用料金の全額あるいは半額を減免することができる。

（施設利用料金の減免額の端数）

第 3 条 第 2 条の規定により施設利用料金の半額を減免し、減免額に 10 円未満の端数が出た場合はこれを切り捨てることとする。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この改正は、平成 21 年 11 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 7 月 15 日改正）

この改正は、平成 28 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日改正）

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 4 年 3 月 14 日改正）

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（令和 7 年 4 月 15 日改正）

この改正は、令和 7 年 4 月 15 日から実施する。